

公益財団法人 日本腎臓財団

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第55条に定める賛助会員に関し、同条第3項に基づいてその細則を定める。

(会員)

第2条 賛助会員は、本財団の目的に賛同し、その維持運営及び目的並びに事業の遂行に協力する下記の会員からなる。なお、賛助会員は、一施設又は一事業所ごとに入会することができる。

(1) 団体会員

①A会員 医療法人又はその他の法人及び公的・準公的施設

②B会員 法人組織でない医療施設又は団体

(2) 個人会員 個人

2. 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長宛て提出し、その承認を得なければならない。

(会費)

第3条 賛助会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 団体会員

①A会員 年会費 1口 (金50,000円) 以上

②B会員 年会費 1口 (金25,000円) 以上

(2) 個人会員 年会費 1口 (金10,000円) 以上

(会員の区分)

第4条 各賛助会員の中に次の区分を設ける。

(1) 10口以上の会員を特別会員aと称する。

(2) 5～9口の会員を特別会員bと称する。

(3) 1～4口の会員を一般会員と称する。

(会員の権利)

第5条 賛助会員は、本財団の定めに基づいて本財団の主催する各種行事等に参加することができ、また本財団の刊行物の配布やその他関連する情報を得ることができるものとし、これらの参加等については個別に定めのある場合を除き、原則として無償とする。

2. 賛助会員は、財団の事業に関する報告を求めることができるものとする。

(会費の使途)

第6条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該年度の法人会計に使用する。

(会員の退会)

第7条 賛助会員は次の事由により退会とする。

- (1) 理事長に対し所定の退会届を提出した時。
- (2) 団体会員が解散又は廃業し、個人会員が死亡した時。
- (3) 所定の年会費を支払わない時。但し、この規程による退会の場合は、いつでも滞納年会費を遡って支払うことにより旧に復することができるものとする。
- (4) 賛助会員として相応しくない言動等があり、理事長から退会を命じられた時。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、設立許可の日（昭和47年9月1日）から施行する。
2. この規程は、平成10年5月19日一部改訂し同日から施行する。
3. この規程は、平成15年8月1日一部改訂された。
4. この規程は、平成18年3月18日一部改訂された。
5. この規程は、公益財団法人移行に伴い平成23年11月1日から一部改訂の上、施行する。
6. この規程は、平成25年5月24日一部改訂された。